

議案第 94 号

小松島市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について

小松島市職員の退職手当に関する条例（昭和 29 年小松島市条例第 3 号）の一部を別紙のように改正する。

平成 27 年 12 月 4 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

小松島市職員の退職手当に関する条例（昭和 29 年小松島市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 4 項中「行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 14 条第 1 項又は第 45 条」を「行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 18 条第 1 項本文」に改める。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。